

31 財団法人 日本高等教育評価機構 短期大学会員規則

平成 21 年 9 月 4 日
財高評 短規則 第 1 号

(目 的)

第 1 条 財団法人 日本高等教育評価機構（以下「本機構」という。）の短期大学会員に関しては、財団法人日本高等教育評価機構寄附行為（以下「寄附行為」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(資 格)

第 2 条 会員となることができるのは、本機構理事会において入会を承認された短期大学とする。

(会 員)

第 3 条 会員は本機構の事業運営に積極的に協力するものとする。

(入会手続)

第 4 条 会員となるには、所定の入会申込書を本機構事務局に提出するものとする。

(承 認)

第 5 条 入会の承認は、理事会において出席理事の過半数の同意を得るものとする。

(入 会)

第 6 条 入会を承認された者は当該年度の会費を納入した日から会員となる。

(会 費)

第 7 条 寄附行為第 32 条第 3 項に基づく会費は年額 10 万円とし、会費は毎年 5 月末日までに納入するものとする。

(会費の不返還)

第 8 条 会員が既に納入した会費は、これを返還しない。

(代表者の届出)

第 9 条 会員は本機構に対して代表者一人を定め、届出なければならない。

(資格の喪失)

第 10 条 会員は次の事由によって資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき又は会費が長期間滞納となったとき
- (2) 会員である法人が解散したとき

(補 則)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、会員に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規則は、平成 21 年 9 月 4 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。